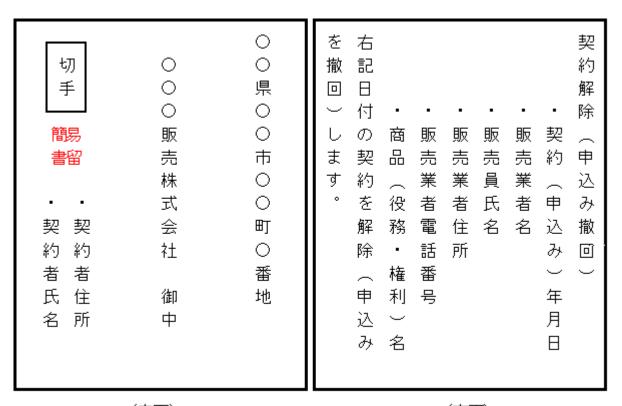
## クーリング・オフの書面の書き方

必ず書面で行います。確実に通知を出したという証拠を残すため、内容証明郵便か簡易書留が確実です。

## ハガキで出す場合の記入例

- ●ハガキに契約(申込み)日、販売業者名、担当販売員氏名、商品等の名称、契約金額、契約氏名(フリガナ)、住所、電話番号を記入し、申込みの撤回または契約の解除の旨を書き、郵便局の窓口で簡易書留扱いにして出します。この際、発信の控えを受け取り保管しておいてください。この控えが後で証拠になります。
- ※ 証拠として表裏ともコピーをとっておきましょう



(表面) (裏面)

## 内容証明郵便で出す場合の記入例

●文房具店で内容証明郵便の用紙を購入し、ハガキの場合と同様の内容を書き、封をせずに郵便局(特定郵便局を除く)に提出します。この用紙は3枚1組(カーボン複写)になっており、1枚は販売業者、1枚は本人控え、そしてもう1枚は郵便局に保管されます。このことにより、発信日だけでなく、その内容までも証明される訳です。

1行に20字以内、1枚26行以内で書きます。